

第 1 9 9 期決算公告

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

住 所	秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株 式 会 社	北 都 銀 行
取 締 役 頭 取	加 賀 谷 武 夫

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	26,670	預金	1,037,625
現金	21,256	当座預金	33,850
預け金	5,414	普通預金	378,018
コ - ル口 - ン	70,000	貯蓄預金	19,490
買入金銭債権	0	通知預金	1,571
商品有価証券	690	定期預金	583,922
商品国債	661	定期積金	13,619
商品地方債	28	その他の預金	7,152
金銭の信託	6,000	譲渡性預金	15,983
有価証券	277,712	コ - ル マ ネ	59
国債	95,253	外国為替	4
地方債	59,587	未払外国為替	4
社債	38,295	社債	12,000
株式	23,572	その他の負債	2,477
その他の証券	61,003	未決済為替借	1
貸出金	719,695	未払法人税等	66
割引手形	10,469	未払費用	1,155
手形貸付	67,511	前受収益	608
証書貸付	581,593	給付補てん備金	3
当座貸越	60,121	その他の負債	642
外国為替	657	賞与引当金	334
外国他店預け	641	退職給付引当金	5,517
買入外国為替	15	再評価に係る繰延税金負債	1,921
その他の資産	5,294	支払承諾	12,556
前払費用	10	負債の部合計	1,088,478
未収収益	1,363	（純資産の部）	
その他の資産	3,921	資本金	12,669
有形固定資産	15,730	資本剰余金	8,135
建物	4,349	資本準備金	8,135
土地	9,329	利益剰余金	7,761
その他の有形固定資産	2,052	利益準備金	3,599
無形固定資産	75	その他利益剰余金	4,161
その他の無形固定資産	75	別途積立金	1,600
繰延税金資産	7,667	繰越利益剰余金	2,561
支払承諾見返	12,556	自己株式	61
貸倒引当金	19,956	株主資本合計	28,503
		その他有価証券評価差額金	3,419
		土地再評価差額金	2,391
		評価・換算差額等合計	5,810
		純資産の部合計	34,314
資産の部合計	1,122,793	負債及び純資産の部合計	1,122,793

損益計算書

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		29,529
	資 金 運 用 収 益	20,390	
	貸 出 金 利 息	16,032	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,189	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	167	
	買 現 先 利 息	0	
	預 け 金 利 息	0	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	3,930	
	受 入 為 替 手 数 料	1,286	
	そ の 他 の 役 務 収 益	2,643	
そ	の 他 業 務 収 益	2,540	
	外 国 為 替 売 買 益	34	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	10	
	国 債 等 債 券 売 却 益	2,495	
そ	の 他 経 常 収 益	2,668	
	株 式 等 売 却 益	1,878	
	そ の 他 の 経 常 収 益	789	
経	常 費 用		29,070
	資 金 調 達 費	1,423	
	預 金 利 息	1,083	
	譲 渡 性 預 金 利 息	19	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	3	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2	
	売 渡 手 形 利 息	1	
	社 債 利 息	313	
役	務 取 引 等 費 用	1,150	
	支 払 為 替 手 数 料	217	
	そ の 他 の 役 務 費 用	932	
そ	の 他 業 務 費 用	3,149	
	国 債 等 債 券 売 却 損	2,973	
	そ の 他 の 業 務 費 用	176	
営	業 経 費	16,889	
そ	の 他 経 常 費 用	6,457	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,050	
	貸 出 金 償 却 損	64	
	株 式 等 売 却 損	353	
	株 式 等 償 却 損	98	
	金 銭 の 信 託 運 用 損	250	
	そ の 他 の 経 常 費 用	639	
経	特 常 別 利 益		459
	固 定 資 産 処 分 益	30	
	償 却 債 権 取 立 益	968	
特	別 損 失		180
	固 定 資 産 処 分 損	79	
	減 損 損 失	101	
税	引 前 当 期 純 利 益		1,278
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		40
法	人 税 等 調 整		660
当	期 純 利		577

1. 貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 6年～30年 |
| 動産 | 4年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 8,675百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 |
|----------|---|
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
30 百万円
14. 関係会社の株式及び出資総額 1,675 百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額 1,653 百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 22 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 24,405 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,164 百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,436百万円、延滞債権額は 40,508百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 429百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 17,429百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 59,803百万円
であります。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,484百万円であります。
25. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当期末残高は、21,957百万円あります。
なお、当行は劣後受益権 7,973百万円を継続保有し、「証書貸付」に 6,873百万円、現金準備金として「預け金」に 1,100百万円を計上しております。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 51,401百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 122百万円あります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,978 百万円
28. 社債は劣後特約付社債であります。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,120百万円あります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 2,120百万円減少しております。

30. 1株当たりの純資産額 231円60銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用しております。これによる1株当たりの純資産額に与える影響はありません。

31. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445号第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下35.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	690	2

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	15,315	21,584	6,268	6,537	268
債券	197,906	193,136	4,770	373	5,143
国債	99,520	95,253	4,266	-	4,266
地方債	59,557	59,587	29	307	278
社債	38,828	38,295	533	65	598
その他	56,764	61,003	4,238	7,017	2,778
合計	269,986	275,723	5,736	13,927	8,190

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,317百万円を差し引いた額 3,419百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

33. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	106,559	4,374	3,326

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,494
その他有価証券	
非上場株式	493

35. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	11,192	56,758	50,323	77,000
国債	-	2,000	22,000	73,000
地方債	10,745	36,717	12,095	-
社債	447	18,041	16,228	4,000
その他	-	-	-	20,000
合計	11,192	56,758	50,323	97,000

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,000	0

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、231,234百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが231,234百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,492 百万円
退職給付引当金	2,228
減価償却	1,358
その他	763
繰延税金資産小計	13,844
評価性引当額	3,859
繰延税金資産合計	9,985
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,317
繰延税金負債合計	2,317
繰延税金資産の純額	7,667 百万円

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は34,314百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

40. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.11%

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 39 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 20 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 11 百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 810 百万円 |
3. 1株当たり当期純利益金額 3円 89銭
4. 減損損失の算定に当たって、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。
上記固定資産のうち、以下の資産及び資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 101百万円（うち土地86百万円、建物 15百万円）を減損損失として計上しております。
- | | | | |
|------|-----------|--------|--------|
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
| 秋田県内 | 営業用店舗 4か所 | 土地及び建物 | 40 百万円 |
| 秋田県内 | 遊休資産17か所 | 土地及び建物 | 54 百万円 |
| 秋田県外 | 遊休資産 2か所 | 土地 | 6 百万円 |
- なお、当該資産及び資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産及び資産グループの重要性を勘案し、主として路線価に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 関連当事者との取引
役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	伊藤 雄太郎	(被所有) 直接0.1%	前当行取締役	資金の貸付	12	貸出金	12 (注1)
				両関酒造(株) への資金の 貸付	736	貸出金	760 (注1)
				(株)グランド・システムへの資金 の貸付	937	貸出金	936 (注1)
	七山 慎一	(被所有) 直接0.0%	当行監査役	資金の貸付	32	貸出金	30
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社等	羽後電設工業(株) (注2)	(被所有) 直接0.0%	与信取引	債務の保証	28	支払承 諾見返	50
	羽後発変電工事(株) (注2)	-	与信取引	資金の貸付 債務の保証	43	貸出金 支払承 諾見返	33

(注) 1. 前当行取締役伊藤雄太郎の退任時の残高を記載しております。なお、両関酒造(株)及び(株)グランドシステムへの資金の貸付は、伊藤雄太郎が第三者の代表者として行った取引であります。

2. 当行監査役七山慎一及びその近親者が羽後電設工業(株)の議決権の過半数を所有しております。また、羽後発変電工事(株)は羽後電設工業(株)の子会社であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引先と同様であります。

4. 取引金額は平均残高を記載しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

北都総研株式会社

北都銀ビジネスサービス株式会社

株式会社北都情報システムズ

株式会社北都カードサービス

株式会社北都クレジット

株式会社北都ベンチャーキャピタル

北都チャレンジファンド1号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 6社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	26,680	預 金	1,036,070
コールローン及び買入手形	70,000	譲 渡 性 預 金	14,413
買入金銭債権	435	コールマネー及び売渡手形	59
商品有価証券	690	外 国 為 替	4
金銭の信託	6,000	社 債	12,000
有 価 証 券	276,092	そ の 他 負 債	5,055
貸 出 金	719,983	賞 与 引 当 金	361
外 国 為 替	657	退 職 給 付 引 当 金	5,601
そ の 他 資 産	6,553	再評価に係る繰延税金負債	1,921
有形固定資産	17,149	支 払 承 諾	12,556
建物	5,064	負債の部合計	1,088,043
土地	10,023	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	2,061	資 本 金	12,669
無形固定資産	167	資 本 剰 余 金	8,135
の れ ん	89	利 益 剰 余 金	8,632
その他の無形固定資産	77	自 己 株 式	61
繰延税金資産	8,079	株 主 資 本 合 計	29,375
支払承諾見返	12,556	その他有価証券評価差額金	3,419
貸倒引当金	20,718	土 地 再 評 価 差 額 金	2,391
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,810
		少 数 株 主 持 分	1,097
		純資産の部合計	36,283
資産の部合計	1,124,327	負債及び純資産の部合計	1,124,327

連結損益計算書

平成18年4月1日から

平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		31,356
資金運用収益	20,700	
貸出金利息	16,342	
有価証券利息配当金	4,189	
コールローン利息及び買入手形利息	167	
買現先利息	0	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	4,421	
その他の業務収益	3,525	
その他の経常収益	2,708	
経常費用		31,247
資金調達費用	1,421	
預金利息	1,082	
譲渡性預金利息	17	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	
債券貸借取引支払利息	2	
社債利息	313	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	1,011	
その他の業務費用	3,567	
営業経費	17,961	
その他の経常費用	7,285	
貸倒引当金繰入額	5,818	
その他の経常費用	1,466	
経常利益		109
特別利益		1,073
固定資産処分益	30	
償却債権取立益	1,042	
特別損失		181
固定資産処分損失	79	
減損損失	101	
税金等調整前当期純利益		1,001
法人税、住民税及び事業税		149
法人税等調整額		515
少数株主損失		19
当期純利益		356

1. 連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～30年 |
| 動 産 | 4年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,675百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
|----------|---|
11. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
30 百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 24,830 百万円
15. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,173 百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,436百万円、延滞債権額は 40,508百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 432百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 17,447百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 59,824百万円であります。
 なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,484百万円であります。
22. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は、21,957百万円であります。なお、当行は劣後受益権 7,973百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,873百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 51,401百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 179百万円であります。
24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 3,978 百万円 |
25. 社債は劣後特約付社債であります。
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,120百万円であります。
 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 2,120百万円減少しております。

27. 1株当たりの純資産額 237円48銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。これによる1株当たりの純資産額に与える影響はありません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下31.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	690	2

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	15,315	21,584	6,268	6,537	268
債券	197,906	193,136	4,770	373	5,143
国債	99,520	95,253	4,266	-	4,266
地方債	59,557	59,587	29	307	278
社債	38,828	38,295	533	65	598
その他	56,583	60,822	4,238	7,017	2,778
合計	269,805	275,542	5,736	13,927	8,190

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,317百万円を差し引いた額3,419百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	106,559	4,374	3,326

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	549

31. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	11,192	56,758	50,323	77,000
国債	-	2,000	22,000	73,000
地方債	10,745	36,717	12,095	-
社債	447	18,041	16,228	4,000
その他	-	-	-	20,000
合計	11,192	56,758	50,323	97,000

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,000	0

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、240,966百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが240,966百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	10,791	百万円
年金資産(時価)	3,882	
未積立退職給付債務	6,909	
会計基準変更時差異の未処理額	-	
未認識数理計算上の差異	1,307	
未認識過去勤務債務(債務の減額)	-	
連結貸借対照表計上額の純額	5,601	
前払年金費用	-	
退職給付引当金	5,601	

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は35,186百万円であります。

(2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。

36. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

37. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.41%

2. 連結損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 2円40銭

3. 当行は、減損損失の算定に当たって、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結される子会社および子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

上記固定資産のうち、以下の資産及び資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円（うち土地86百万円、建物15百万円）を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業用店舗 4か所	土地及び建物	40百万円
秋田県内	遊休資産17か所	土地及び建物	54百万円
秋田県外	遊休資産 2か所	土地	6百万円

なお、当該資産及び資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産及び資産グループの重要性を勘案し、主として路線価に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。